

昭和4年4月15日発行(但休日に当ると、翌日)

鳥取県公報

告示

目

次

- ◇告示 農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託
- 種畜証明書の返納があつた旨の通報
- 土地の立入の許可
- 公共測量を実施する旨の通知
- 医療法施行規則第二条の三第一項第一号の規定により知事が定める所管区域
- 健康保険法による保険医療機関等の指定
- 土地の公用廃止
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際ににおける收支に関する報告書の要旨
- ◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

告示

鳥取県告示第四百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百八十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の返納があつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石破二朗

3 昭和39年8月14日 金曜日 鳥取県公報 第3556号

(第3種郵便物
認可)

名 称 所 在 地 診療科名
ノゾ医院 岩美郡国府町官ノ下 内科、小児科
だるま薬局 鳥取市東町三丁目

所 管 区 域	鳥取保健所の所管区域及び郡家保健所の所管区域 倉吉保健所の所管区域及び浜村保健所の所管区域 米子保健所の所管区域及び根雨保健所の所管区域
---------	--

三 作業地域 鳥取市賀露地区及び津ノ井地区

鳥取県告示第四百九十二号

昭和三十九年十月十日まで
医療法施行規則（昭和三十九年厚生省令第十号）第二
条の三第一項第四号の規定により知事が定める所管区域
を次のとおり定めたので告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険
薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和
三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和39年8月14日 金曜日 鳥取県公報 第3556号 (第3種郵便物
認可)

種畜證明書番号

名 前 種 類 生 年 月 日 飼養者住所氏名

昭三九鳥取一第七九号 スターニロードイ ランドレース 昭三七年八月八日 米子市西三柳 鳥取県中小家畜試験場
ングモナーケ一九

鳥取県告示第四百九十一号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、
同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称
中国電力株式会社鳥取支店

二 事業の種類

電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法
律第三百四十一号）の規定によりその例によるものと
された旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三
号）による電気事業の用に供する電気工作物
三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町福長

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条
において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、
中國電気通信局長から次のとおり公共測量を実施する旨
の通知があつたので、同法第三十九条において準用する
同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 電信電話地図作成
二 作業期間 昭和三十九年九月一日から

日野郡日南町菅沢

四 立ち入ろうとする期間
昭和三十九年八月 十日から
昭和四十年六月三十日まで

00183

(第3種郵便物)
(認可)

鳥取県告示第494号

次の土地は、昭和三十九年八月六日から公用を廃止した。

鳥取県告示第494号
次の土地は、昭和三十九年八月一日から公用を廃止した。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

1種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書

2期間 昭和39年1月1日から

昭和39年6月30日まで

昭和三十九年八月十四日

鳥取県選挙管理委員会告示第110号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定に基づき、次の団体から解散があつたので、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県知事 石破一朗

選挙管理委員会告示
鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤定治

鳥取県告示第494号

八頭郡船岡町大字見瀬中字土居 水路敷 八坪四合二勺
ノ内一三五ノ一番地先

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入		支出の総額		以上の支出		報告書受 理年月日
	件数	額	件数	額	件数	額	
鳥取県議会自由民主党	168,000	円	—	169,991	8	円	39.7.22

4 主たる寄附者及び支出

- (一) 寄附者 該当なし
- (二) 支出 懇談費

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第11号

鳥取県地方労働委員会あつやん員候補者を昭和三十九年七月二十三日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第1号）第六十八条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年八月十四日

鳥取県地方労働委員会委員長 上原隼

11

委嘱

氏名生年月日職業経歴住所所電話番号

田中正雄 大正九、三、九 县勞動總同盟組合會議 現地勞委労働者委員
川上健治 前地労委労働者委員
前あつせん員候補者鳥取市西町四丁目 (社)三、一一
三〇一

解任

川上健治 前地労委労働者委員
前あつせん員候補者

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定

発行日火、金

印行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取縣鳥取市栗谷町
鳥取縣鳥取市印刷所
一部月額二五〇円(配送料共)